（仮称）新志津運動公園
整備基本計画

令和６年１０月

草　津　市

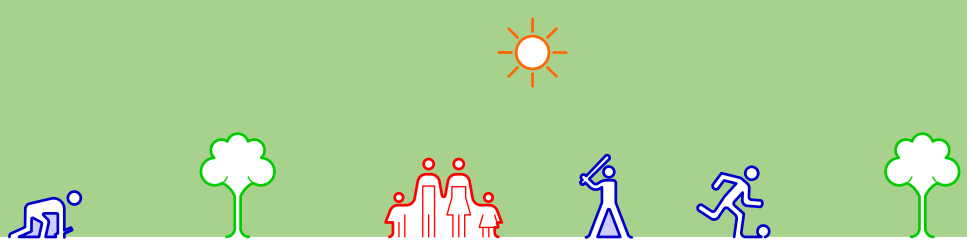

1. 基本計画策定の背景・趣旨 1
1-1 基本計画策定の背景 1
1-2 基本計画策定の趣旨 1
2. 基本計画の位置づけ 3
3. 基本計画の前提条件 5
3-1 計画予定地の位置、敷地条件 5
3-2 周辺の状況 6
3-3 林地開発 7
4. 市立のスポーツ環境の現状 9
4-1 既存施設の概要 9
4-2 既存施設の立地状況 9
4-3 既存施設の稼働状況 10
4-4 人口1人あたりの屋外運動施設面積 11
5. 市内の都市公園などの現状 12
6. ニーズ調査 13
6-1 ニーズ調査の概要 13
6-2 ニーズ調査の分析 14
7. 課題 17
7-1 市内スポーツ環境の課題 17
7-2 防災の課題 17
7-3 森林の課題 17
8. 施設整備の基本方針 18
9. 導入する機能、施設 19
9-1 スポーツ環境の充実 19
9-2 防災機能等を備えた施設整備 20
9-3 周辺環境と調和のとれた施設整備 23
10. 進入路の検討 24
11. ゾーニング計画 26
12. 土地利用計画 27
13. 整備手法の検討 28
13-1 整備手法の検討 28
13-2 施設の位置づけおよび補助金の検討 28
14. 維持管理手法の検討 29

14-1 維持管理作業 29
14-2 維持管理方法 29
15. 事業費・全体事業スケジュール 30
15-1 事業費 30
15-2 全体事業スケジュール 30
16. 今後の検討事項 31
16-1 騒音対策 31
16-2 光害対策 31
16-3 砂塵対策 31
16-4 落ち葉等の対策 31
16-5 ユニバーサルデザイン 31
16-6 雨水・排水対策 31
16-7 施設の視認性やアクセス 32
16-8 管理棟の仕様 32
16-9 健康遊具やベンチの設置 32
16-10 埋蔵文化財 32
17. 参考資料 33
17-1 グラウンド規模 33
17-2 管理棟規模 34
17-3 駐車台数等の設定 35
18. 草津市スポーツ推進審議会の概要 38
18-1 草津市スポーツ推進審議会委員名簿 38
18-2 スケジュール 39

1. 基本計画策定の背景・趣旨

1-1 基本計画策定の背景

草津市立クリーンセンターに併設されていた屋外スポーツ施設（以下、「旧施設」という。）がクリーンセンターの老朽化に伴う更新整備の建て替え用地となり平成２７年１１月末をもって廃止された。

このことで、市内の屋外スポーツ施設が減少し、スポーツ団体や地元など、市民から新たな施設の整備が求められており、第２期草津市スポーツ推進計画に掲げて、新たなスポーツ施設整備地の選定を進めてきた中、令和４年５月に馬場町から候補予定地の提案を受け、施設整備の具体的な検討を進めることが可能となった。

1-2 基本計画策定の趣旨

これらを背景に施設整備の検討に当たっては、旧施設が廃止されてから数年が経過し、この間、当該施設がないことによる、市内のスポーツ環境への影響や変化について検証するとともに、自然が残されている候補予定地の特性を活かしながら、スポーツを軸としてコミュニティの中で人の心に楽しみや喜び、充実感をもたらし※ウェルビーイングを高められる施設とする。

また、昨今頻発する大規模災害にも対応するための防災機能を付加することとした。

以上のことを踏まえ、草津市スポーツ推進審議会において、新たに整備する本施設に求められる機能や役割を審議し、この度、施設整備の方向性等を定めた「（仮称）新志津運動公園整備基本計画」を策定するものである。

※ウェルビーイング：Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念です。 元々は「健康的な・幸せな」を意味する、16 世紀のイタリア語「benessere（ベネッセレ）」を始源としています。

【参考：旧施設の概要】

表1　旧施設の概要

施設	面積	備考
多目的グラウンド	約 1.5ha	サッカー（一般） 野球（軟式）一般 ソフトボール 陸上（300m トラック）
駐車場	約 0.3ha	駐車場 97 台 管理棟
全体	約 1.8ha	

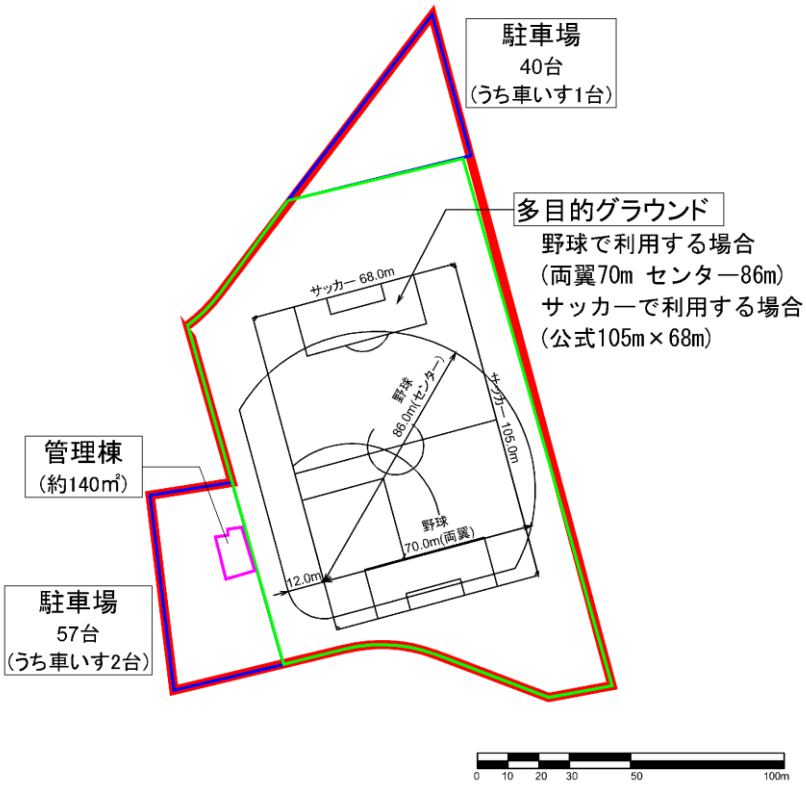

図1　旧施設の概要

社会体育施設として設置されていた草津市立志津運動公園（上記写真）

2. 基本計画の位置づけ

（仮称）新志津運動公園整備基本計画は“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として位置付けられ、草津市の最上位計画である「第６次草津市総合計画」や各分野別計画である「第２期草津市スポーツ推進計画」、「草津市都市計画マスタープラン」、「草津市健幸都市づくり基本方針」、「第３次草津市みどりの基本計画」等との整合性を図る。なお、当該事業は「第２期草津市スポーツ推進計画」の「基本方針４.スポーツ環境の充実」の「社会体育施設等の整備・充実」に沿って進めるものである。

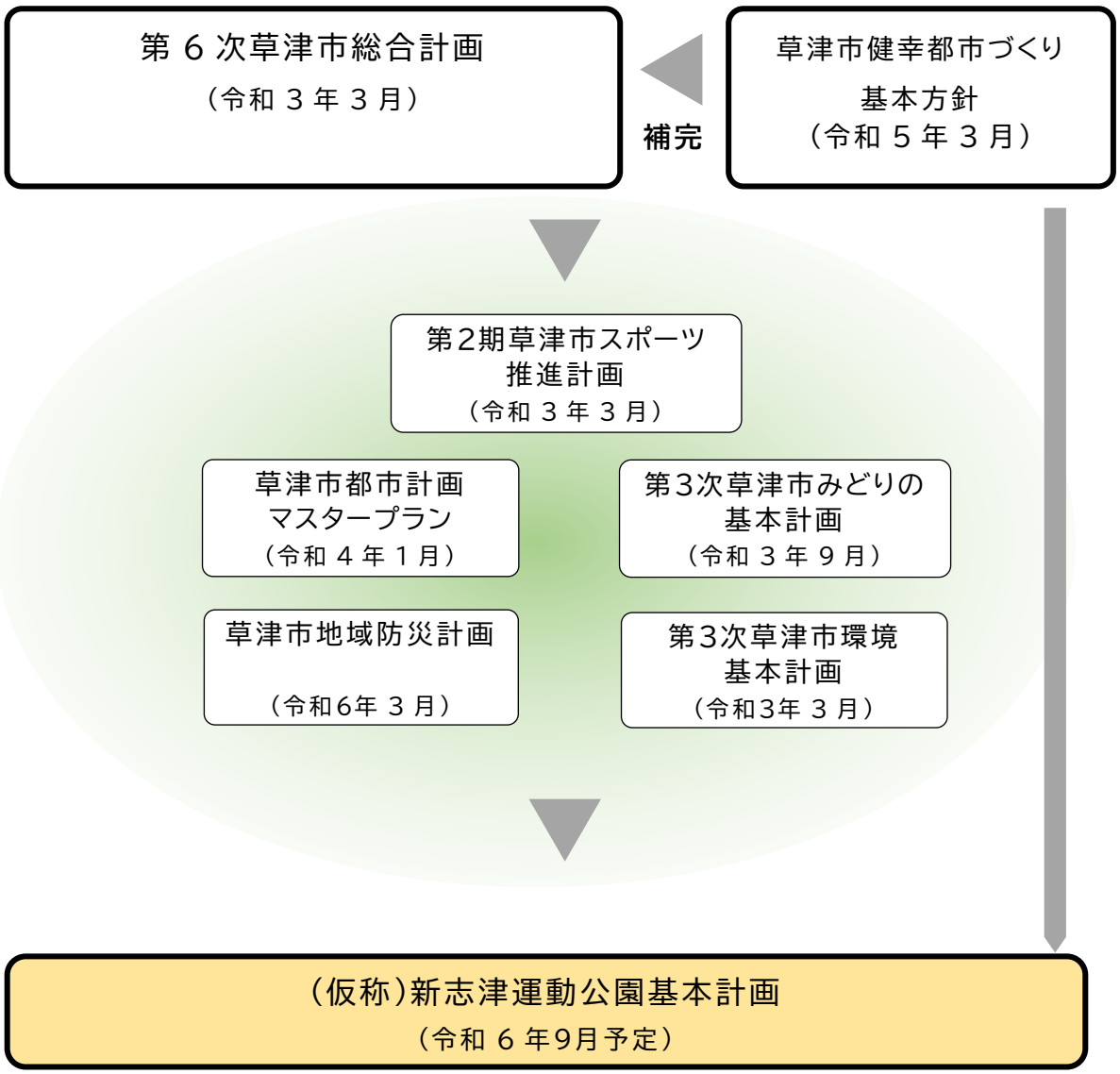

図2　基本計画の位置づけ

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画

①草津市では、第６次草津市総合計画において、SDGs という世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダーとの連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGs の目的である持続可能なまちの実現を目指すことが示されている。

②とりわけ、草津市では、草津市議会と共同で令和３年 12 月に「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言」を表明しており、地球温暖化による気候変動に対する危機意識を市民と共有し、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、市をあげて取り組んでいるところであり、本施設整備においても太陽光発電や蓄電池の設置などの検討を進める。

本計画においても、ＳＤＧｓの理念を意識した計画づくりを目指します。

＜関連するＳＤＧｓのゴール＞

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

3. 基本計画の前提条件

3-1 計画予定地の位置、敷地条件

(1) 計画予定地の位置

（仮称）新志津運動公園の計画予定地は草津市馬場町地先にあり、JR 草津駅、JR 南草津駅から約 4km 南東の方向に位置する。

(2) 計画予定地の概要

【所在地】　草津市馬場町　地先

【整備面積】約 3.4ha　※進入路の道路改良部分含む

【現況】滋賀県地域森林計画区域の民有林が含まれている。

図3　予定地の位置

3-2 周辺の状況

(1) 周辺環境

西側　　：住宅が立地している
東側北側：水田等耕作地が広がっている
南側　　：山手幹線が整備中である

(2) 交通

山手幹線（整備中）に接道している
最寄りのバス停：上馬場（計画予定地より約 0.8 ㎞、徒歩約 12 分）
　　馬場　（計画予定地より約 1.0 ㎞、徒歩約 15 分）

(3) その他

関西電力の鉄塔(２基)が南側にあり、数年後に建て替え・撤去の予定である

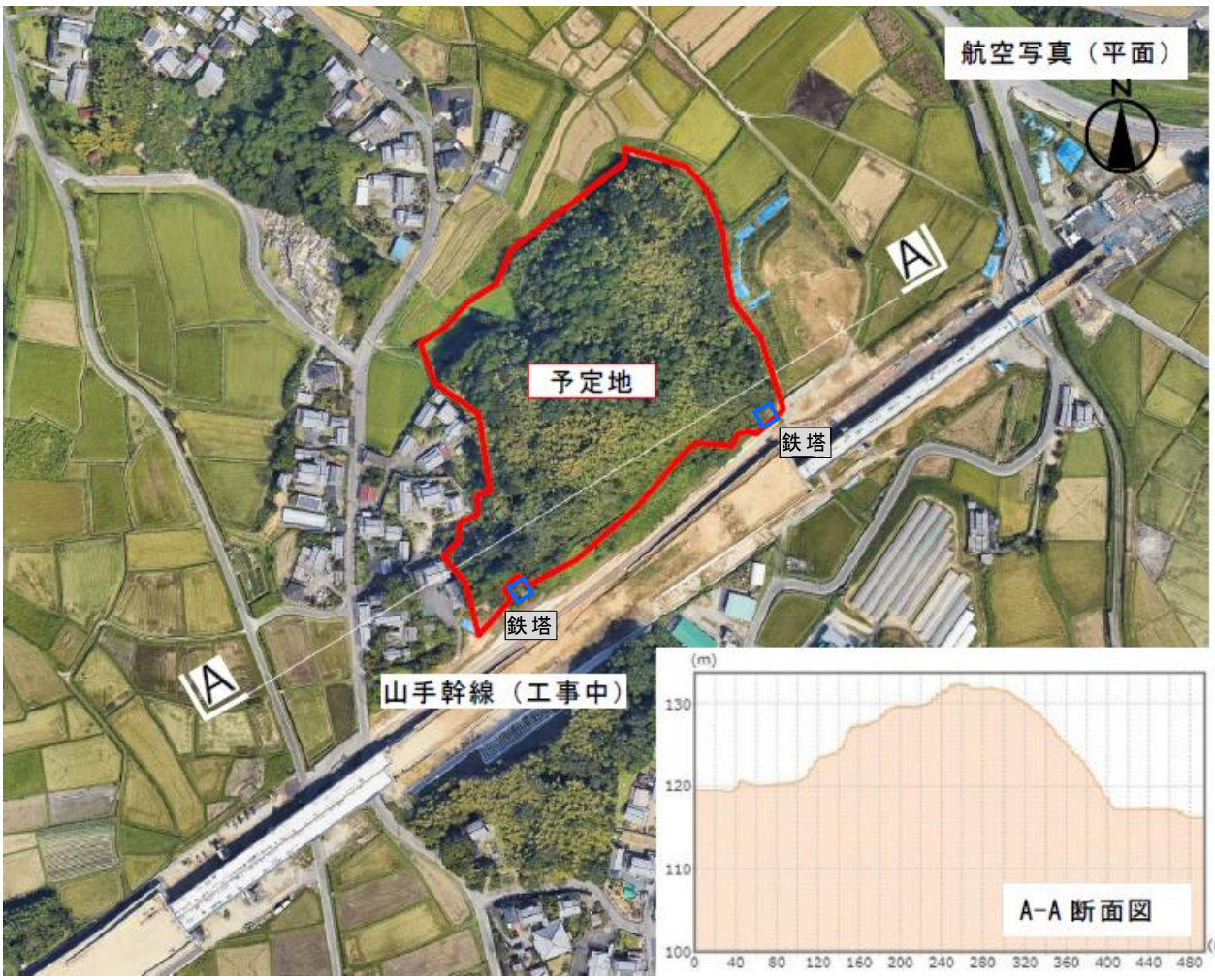

図４　予定地(航空写真)

3-3 林地開発

計画予定地は、山林が大半を占め、滋賀県が策定する地域森林計画の対象地となる民有林であるため、林地開発にあたり滋賀県と連絡調整（協議）が必要である。

3-3-1 林地開発に係る森林配置の要件

・残置森林率はおおむね※40パーセント以上とする。
・森林率（残置森林＋造成森林）はおおむね※50パーセント以上とする。
・原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林および造成森林を配置する。

※　「開発行為の許可基準の運用細則の適用について（林野庁森林部長通知）」では「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断される、とされている。

1）残置森林率

$$\frac{\text{事業区域内の残置森林（※1）の面積}}{\text{事業区域内の森林（※2）の面積}}$$

※1 残置森林とは地域森林計画区域の形質変更しない残置する森林であり、立木がない区域や若齢林（15年生以下の森林）は残置森林とみなされない
※2 事業区域内の森林とは、無林地を含む事業区域内の地域森林計画区域

2）森林率

$$\frac{\text{事業区域内の残置森林および造成森林（※3）の面積}}{\text{事業区域内の森林の面積}}$$

※3 地域森林区域内の形質変更し造林した森林や地域森林区域外の森林（造林の有無は問わない）
　また、造成森林は単に不用スペースに植栽するのではなくある程度のまとまりで植栽、他の残置森林や造成森林と一体となるようにするなど、環境保全機能を持たせるような配置上の配慮が必要

3）【参考】林地開発許可制度の趣旨

林地開発許可制度は昭和49年の森林法改正の際に創設され、森林の公益的機能および適正な利用を確保することを目的として1ヘクタールを超える面積を開発するにあたり、知事の許可を受けなければならない制度である。

地方公共団体が開発行為を行う場合、許可の必要なものから除外されているが、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとされている。

3-3-2 地域森林計画区域

予定地を含む周辺の地域森林計画区域を以下に示す。
事業区域の大半が地域森林計画区域に指定されている。

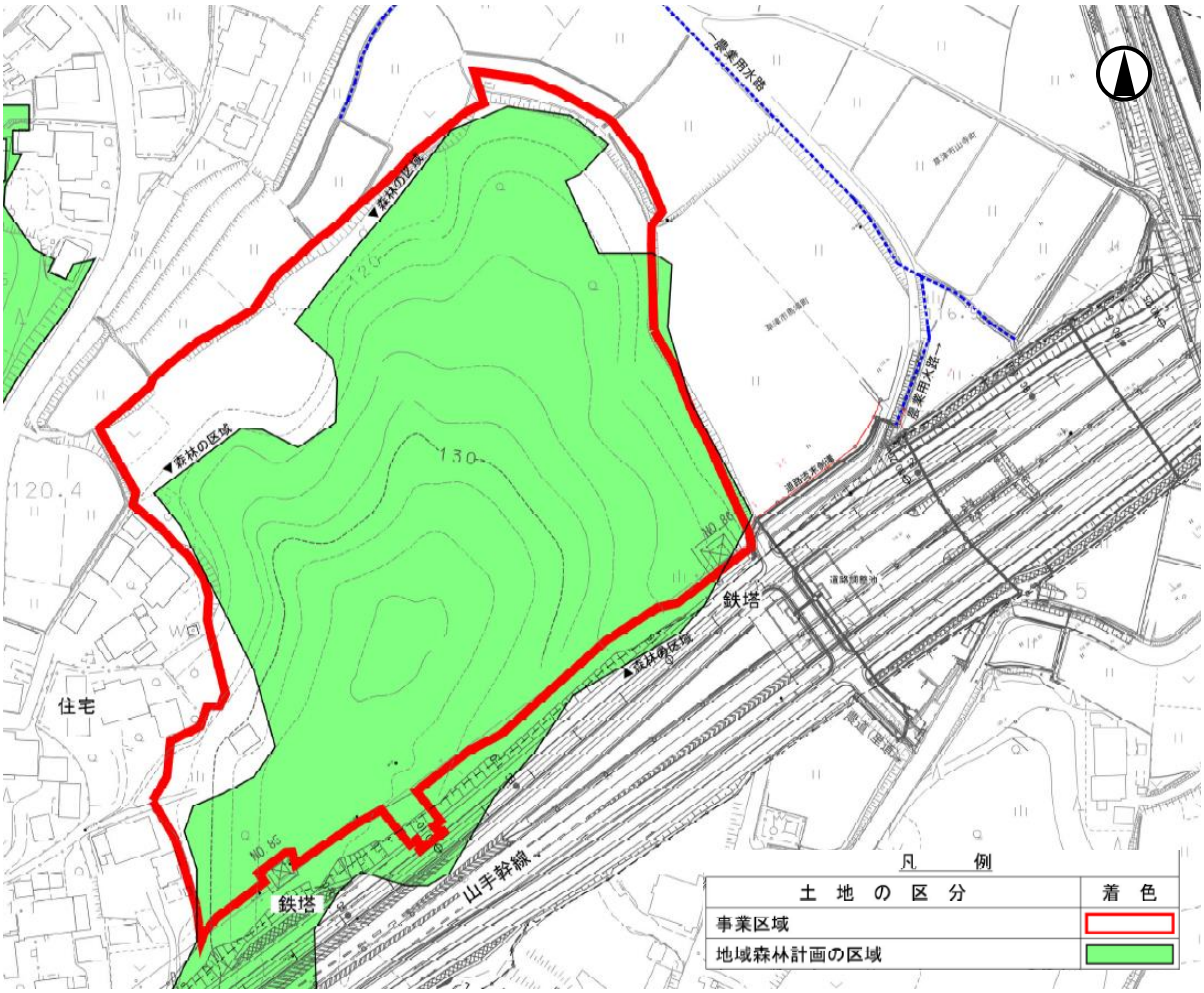

図5　周辺の地域森林計画区域

予定地の現況

4. 市立のスポーツ環境の現状

4-1 既存施設の概要

表2　市立施設の整備状況（グラウンド）

施設名	所在地	仕様等
野村運動公園	野村三	●グラウンド（約26，580㎡） 陸上（1周400m・直線走路100m）、 野球2面、ソフトボール2面、サッカー1面
ふれあい運動場	草津町	●グラウンド（約8，000㎡） 陸上、少年野球1面、ソフトボール1面
三ツ池運動公園	西矢倉一	●多目的グラウンド（約8，000㎡） グラウンドゴルフ2面、サッカー（小学生用）2面、サッカー（中学生以上）1面、 フットサル2面、ラクビー（練習のみ）2面
草津グリーンスタジアム	下笠町	●スタジアム（約16，200㎡） 野球

4-2 既存施設の立地状況

草津市立の社会体育施設等の多くは、国道1号より西の地域に立地しており、配置に偏りがある状況にある。以下に位置図を示す。

図6　市立施設の配置状況（グラウンド）

4-3 既存施設の稼働状況

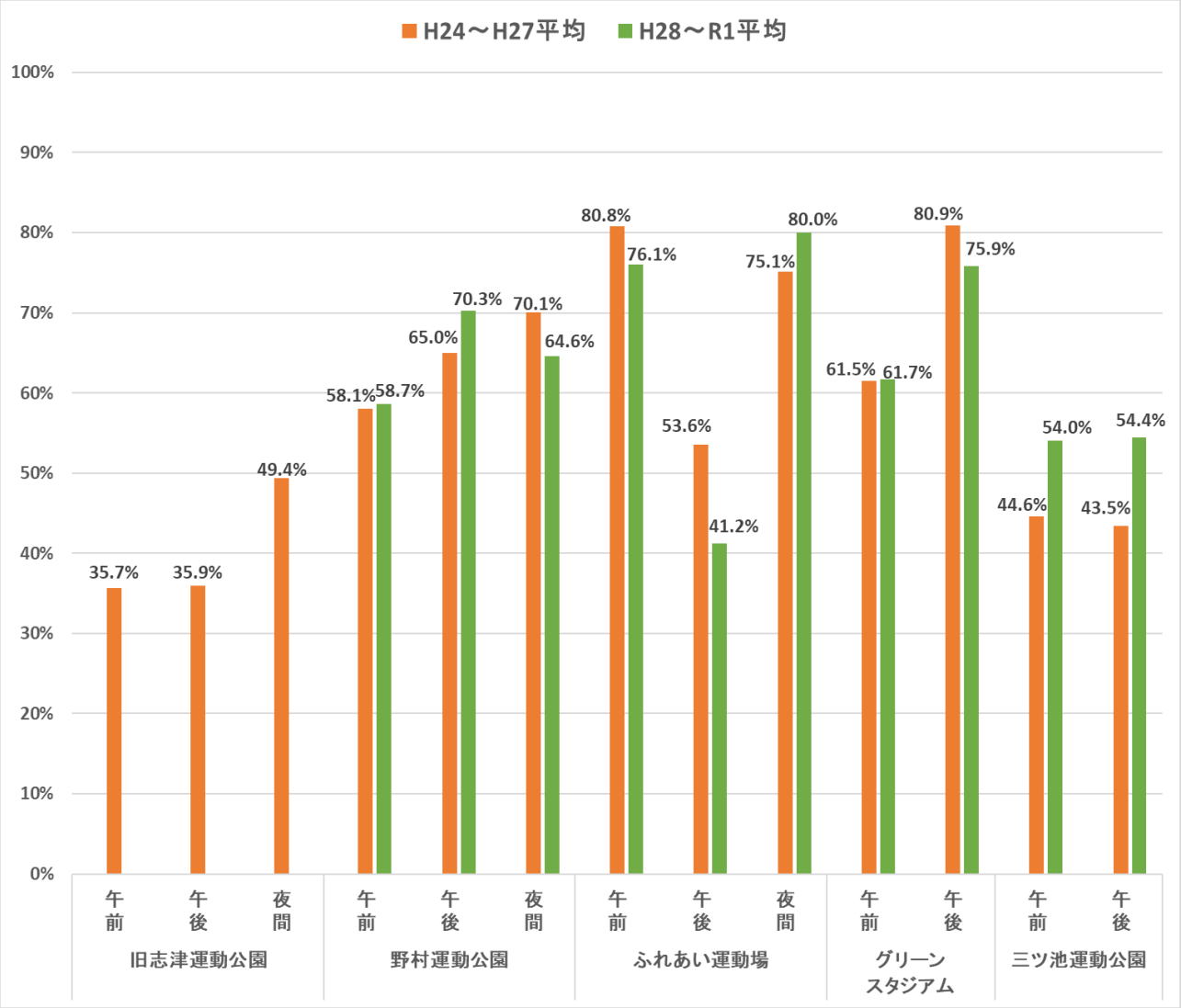

図7　社会体育施設等のグラウンド利用率推移

※コロナ禍の期間を除いた平成 24 年度から令和元年度までの市立グラウンドの利用率推移を下表に示す。旧志津運動公園が廃止となった平成 27 年度を境にその前後 4 年間の平均値を比較したものである。

旧志津運動公園の特徴としては、午前、午後の利用率が３５％、夜間は５０％近くと、夜間の利用が多い。このような利用状況であった旧志津運動公園廃止後の他施設の利用率の変化の大きい部分を見ると、三ツ池運動公園は夜間利用ができないものの、午前、午後ともに利用率が約１０％程度伸びていることが見てとれる。

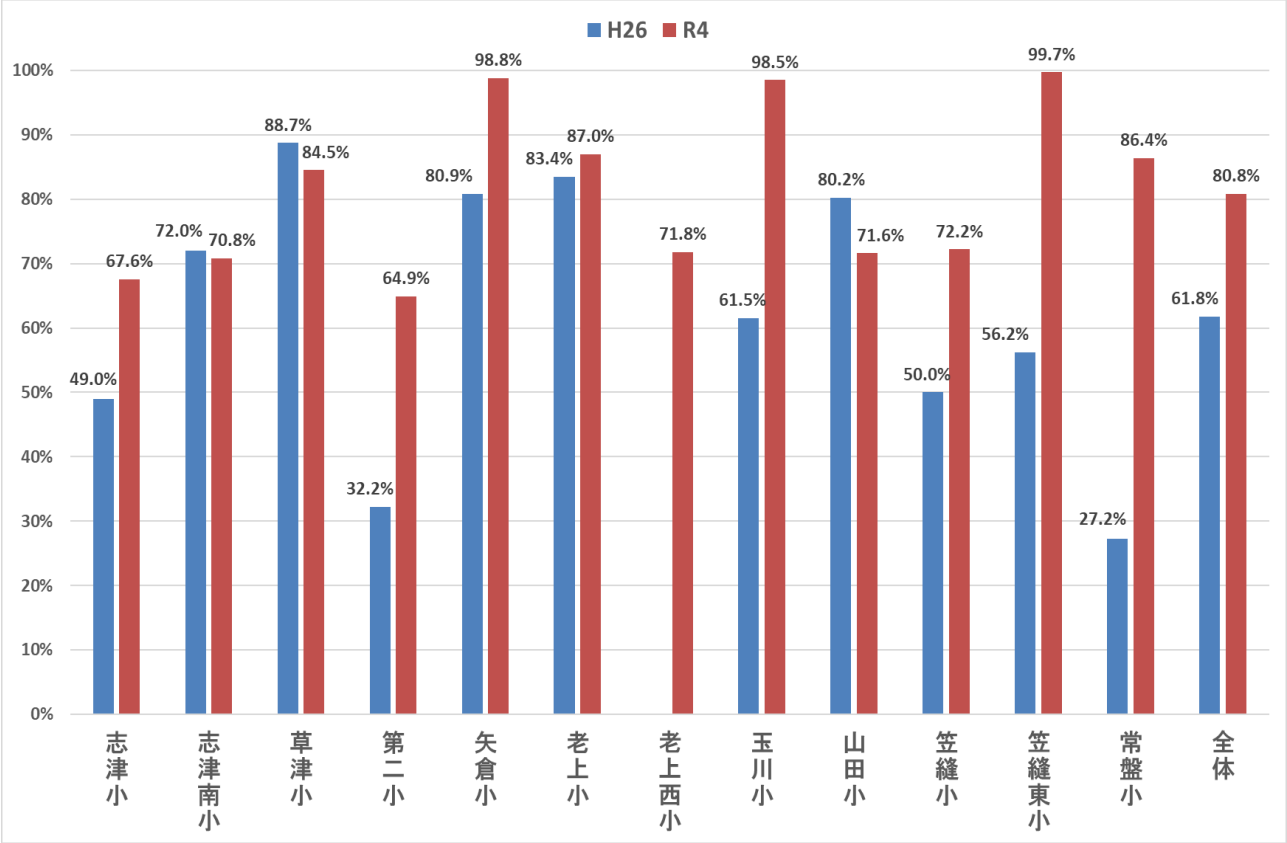

図8　学校体育施設開放事業グラウンドの利用率推移

※学校体育施設開放事業では大会等の開催はなく、コロナ禍の影響が少なかったことから、平成２６年度と令和４年度の推移を比較したものである。

平成 26 年度と平成 4 年度を比較すると全体で 20%近く上昇しており、市内グラウンドの利用ニーズが高まっていることが見て取れる。

4-4人口１人あたりの屋外運動施設面積

草津市の人口１人あたりの屋外運動施設面積は 0.4 ㎡/人であり、湖南４市と比較すると草津市が最も面積が小さく、対人口比で面積が不足している。

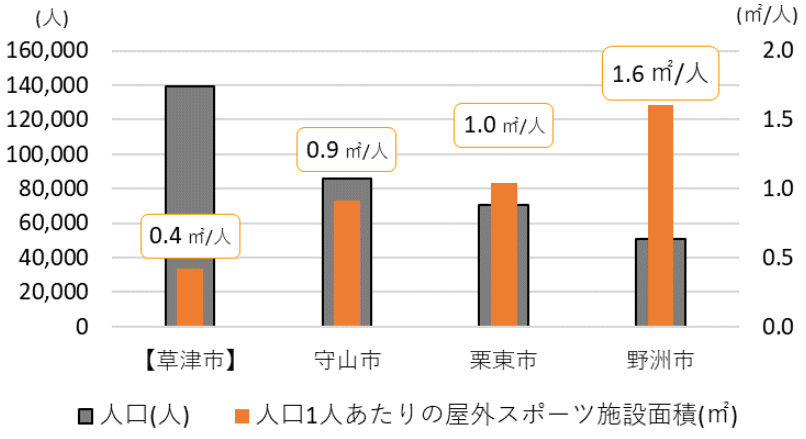

図9　人口１人あたりの屋外スポーツ施設比較

5. 市内の都市公園などの現状

草津市内には、湖岸エリア、中心市街地エリアを中心に都市公園などが整備されており、運動施設を備えた都市公園は中心市街地エリアに立地している。

東部エリアにおいては小規模な公園の他、ロクハ公園（総合公園）が整備されているが、屋外スポーツ施設を備えた公園は整備されていない状況である。

前述の、人口一人あたりの屋外スポーツ施設が不足している状況や、東部地域において都市公園が不足している状況から、運動機能、防災機能を備えた公園を都市公園として整備する必要がある。

図10 市内の都市公園などの現状（整備予定含む）

6. ニーズ調査

6-1 ニーズ調査の概要

次の対象者に対してアンケート調査を実施した。

(1) 調査対象者

ニーズ調査は以下の団体等を対象に実施した。

(1)草津市スポーツ協会加盟団体　9 団体（グラウンド利用競技に限る）
(2)草津市スポーツ少年団登録団体　14 団体（グラウンド利用競技に限る）
(3)総合型地域スポーツクラブ　1 団体
(4)志津地区体育振興会　1 団体
(5)志津スポーツ推進交流委員会　1 団体
(6)学校体育施設(グラウンド)開放事業利用団体　55 団体
(7)社会体育施設(グラウンド)利用団体

※1 社会体育施設（グラウンド）利用団体は施設窓口にアンケートを設置し回収

(2) アンケート回収数

アンケートの回収数は 55 件であった。
回答数の内訳は以下の通りである。

表3　アンケート回収内訳（種目別）

(1)サッカー・フットサル	21 団体
(2)野球	10 団体
(3)グラウンドゴルフ	5 団体
(4)ソフトボール	4 団体
(5)陸上	2 団体
(6)ラグビー　・タグラグビー	2 団体
(7)ゲートボール	1 団体
(8)ラクロス	1 団体（以上、46 団体）
(9)その他※1	9 団体（うち地元スポーツ団体※2　2 団体）

※1　その他の団体は地域スポーツクラブ、小体連、中体連、社会体育施設アンケートで分類が困難なもの
※2 カッコ内は志津地区体育振興会と志津スポーツ推進交流委員会の地元のスポーツ団体を示している。

6-2 ニーズ調査の分析

6-2-1 利用意向およびグラウンド仕様について

アンケートは全体で 55 団体から回答を得たものの、グラウンド仕様を土舗装か芝生化するのかについては、競技種目によって左右されることから、競技種目が明確な 46 団体を母数として分析を行った。

その 46 団体のうち、新志津運動公園を整備した場合に、利用意向がある団体は、91.3%あった。

利用意向を示した団体の競技種目は、「サッカー」、「フットサル」、「野球」、「グラウンドゴルフ」、「ソフトボール」、「陸上競技」、「ラグビー・タグラグビー」、「ゲートボール」、「ラクロス」である。

また、利用意向のある団体で土舗装での利用意向が 69.6%あった。また芝生化での利用意向が 63%ある一方で、芝生化してしまうと、そもそも利用できない団体（「野球」「ソフトボール」）が 28.3%あった。

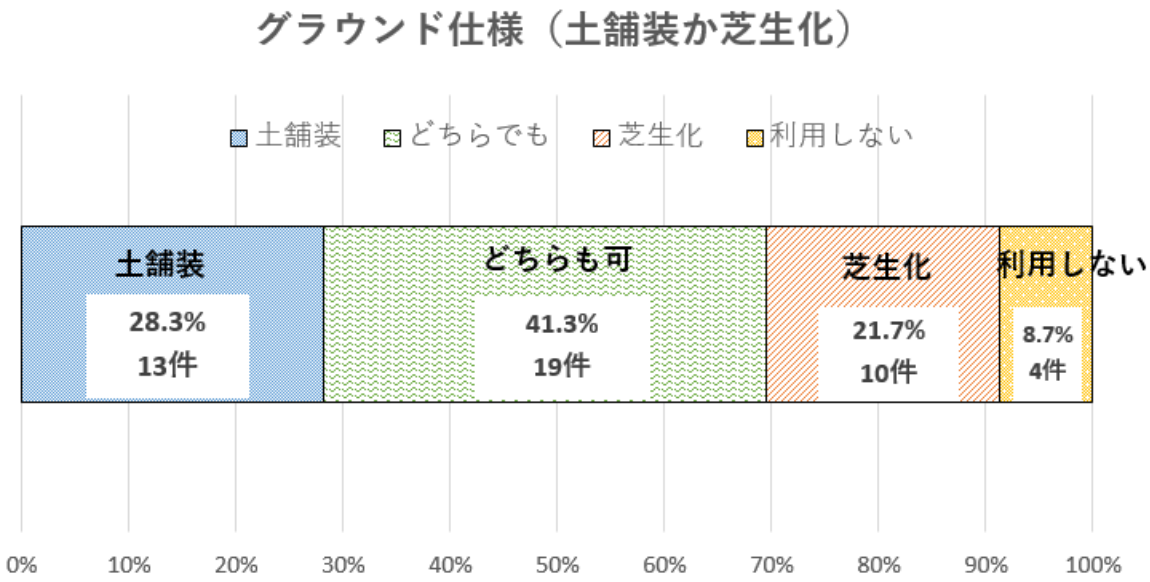

図11 グラウンド仕様の意向内訳

6-2-2 グラウンド利用方法について

グラウンドの利用方法については、大会、日常の練習がほぼ同じ割合での回答であった。

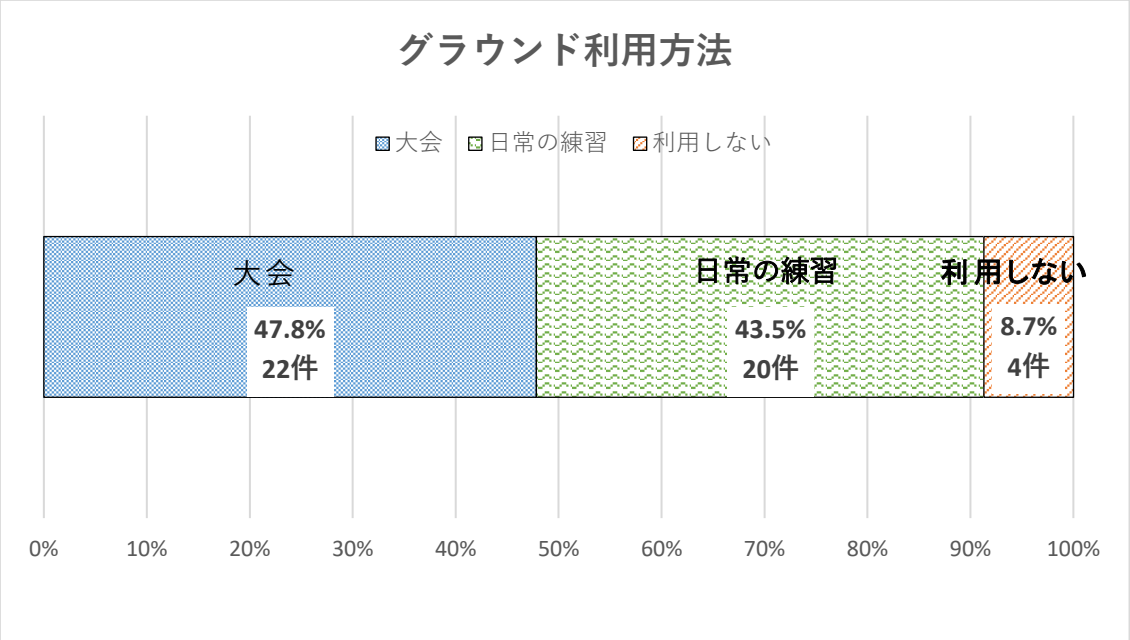

図12 グラウンド利用方法内訳

6-2-3 希望する付帯施設について

付帯設備として回答が多かったのは、駐車場、夜間照明、自動販売機コーナー、休憩用スペース、屋根付きベンチ、更衣室であった。

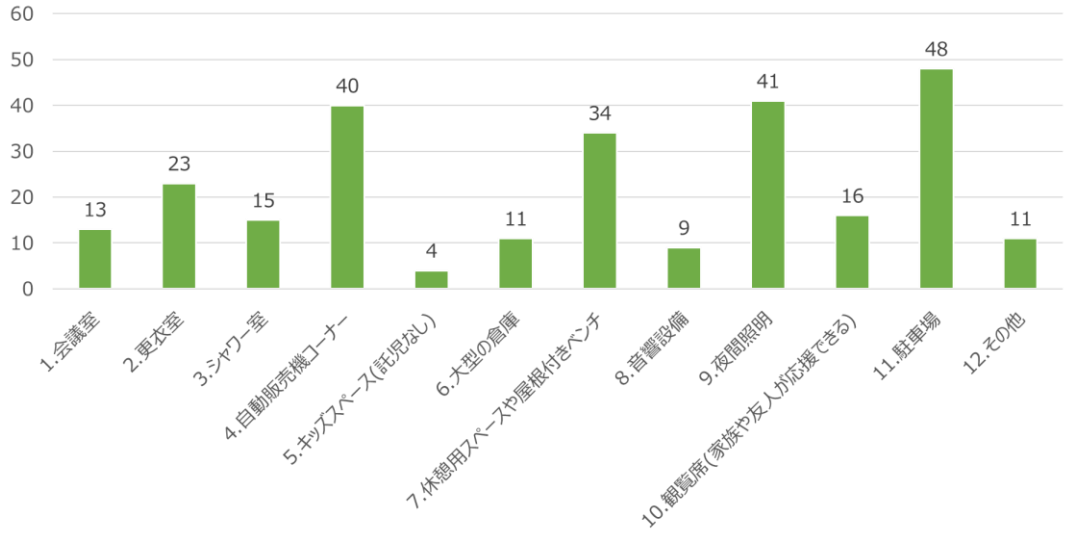

図13 希望する付帯施設

6-2-4 希望する駐車台数について

駐車場の希望台数では、１００台までの希望が約８０％あった。

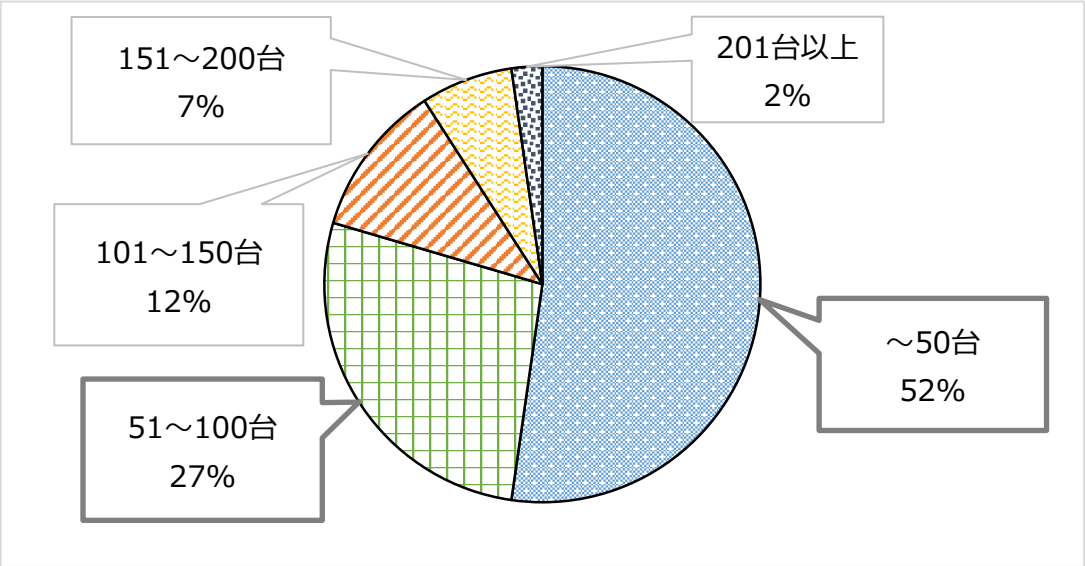

図14 希望する駐車台数

6-2-5 その他

設備が整っていれば利用したいと回答した団体の競技種目は「陸上競技」「ラグビー」であり、競技の特性上、専用の設備を必要とする種目であった。

また、自由記述で希望のあった機能では「バックネット」「散水設備」などがあった。

7. 課題

7-1 市内スポーツ環境の課題

7-1-1 既存施設の現状からみえる課題

既存施設の立地状況より、社会体育施設等の立地は、国道１号より西に偏っており、東側の地域において施設が配置されていない。市内における施設配置のバランスを考慮した整備を行うことが課題である。

7-1-2 アンケート調査、ニーズ調査からみえる課題

第２期草津市スポーツ推進計画（令和３年３月）では、市民アンケート調査の結果、社会体育施設等の施設数に不足を感じる声が多いことなどから、施設の充実が課題であるとされている。

また、ニーズ調査では、利用したいと考える団体等が、全体の回答者の９割近くに上り、その用途としてサッカー、フットサル、野球などの練習や試合を上げる回答者が多い。このことから、種目や用途などのニーズに合わせた施設の内容の検討が必要である。

7-2 防災の課題

地震災害時における緊急消防援助隊や自衛隊の派遣部隊の受入れ場所については、弾正公園（同公園が使用不可能な場合はロクハ公園正面・南ゲート付近）を指定しているが、受入れ場所が不足していることについて、湖南広域消防局から要望がある。

また、志津学区内の備蓄倉庫は志津小学校と高穂中学校に配置しているが、名神高速道路や草津川より以東に位置する馬場町・山寺町にはなく、地震や水害時に交通が分断される可能性があるため、大規模災害に備えた備蓄場所に課題がある。

7-3 森林の課題

グラウンド周囲の残置森林等についても当該公園施設となり、草津市スポーツ推進審議会では主にスポーツ施設部分について審議調査を行っていたが、森林部分についても適切な維持管理が必要であり、その活用方法も含めて引き続き検討が必要である。

なお、開発しようとする森林の区域内に残置し、または造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全または形成に努めることとされている。

8.　施設整備の基本方針

施設整備にあたっては、計画予定地や周辺の状況、ニーズ調査や課題、さらには、スポーツを軸としたウェルビーイングの向上に繋がる多様な利用に資する機能や環境の整備を念頭に、（仮称）新志津運動公園の施設整備の基本方針を以下のように設定した。また、計画予定地は、市域全体の課題である既存施設の立地や防災の対応として適地である。

基本方針１

スポーツ環境の充実

・だれもがスポーツを楽しみ、健康づくりを行える環境を目指す。
・様々なスポーツのニーズに対応した施設整備とする。

基本方針２

防災機能等を備えた施設整備

・大規模災害時には、防災拠点としての機能を備える。

基本方針３

周辺環境と調和のとれた施設整備

・グラウンド周囲の森林を活かした自然と親しめる空間づくりを行う。

9.　導入する機能、施設

9-1スポーツ環境の充実

基本計画策定の背景・趣旨、前提条件およびニーズ調査結果等より、導入する機能・施設について以下のように設定する。なお、グラウンドや管理棟の施設規模や駐車台数の検討については参考資料に掲載する。

【導入する機能･施設】

●グラウンド仕様

芝生化希望は一定数あるものの、より多くの団体に利用いただくことを考慮すると、グラウンドは多目的で利用することのできる土舗装が適している。

（想定される利用競技種目例：サッカー、フットサル、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等）

●付帯設備

希望の多かった「夜間照明」「自動販売機コーナー」「休憩用スペース」「屋根付きベンチ」「更衣室」等の設置を検討する。

●駐車場

駐車台数は練習等の日常的な利用方法だけではなく大会で利用することも想定し駐車台数を検討する。

●設備

利用可能な種目を増やすため、陸上競技、ラグビーなどの競技団体や地元スポーツ団体の意見を聞きながら、導入する設備を検討する。

具体的な導入設備例：陸上競技練習用 100m走路

図15　導入する機能、施設

9-2 防災機能等を備えた施設整備

計画予定地の周辺地域は、草津市ハザードマップによると近隣の河川の氾濫による浸水想定区域であり、高台に位置する計画予定地は、災害時の避難や救援の際に防災機能を発揮することが想定される。

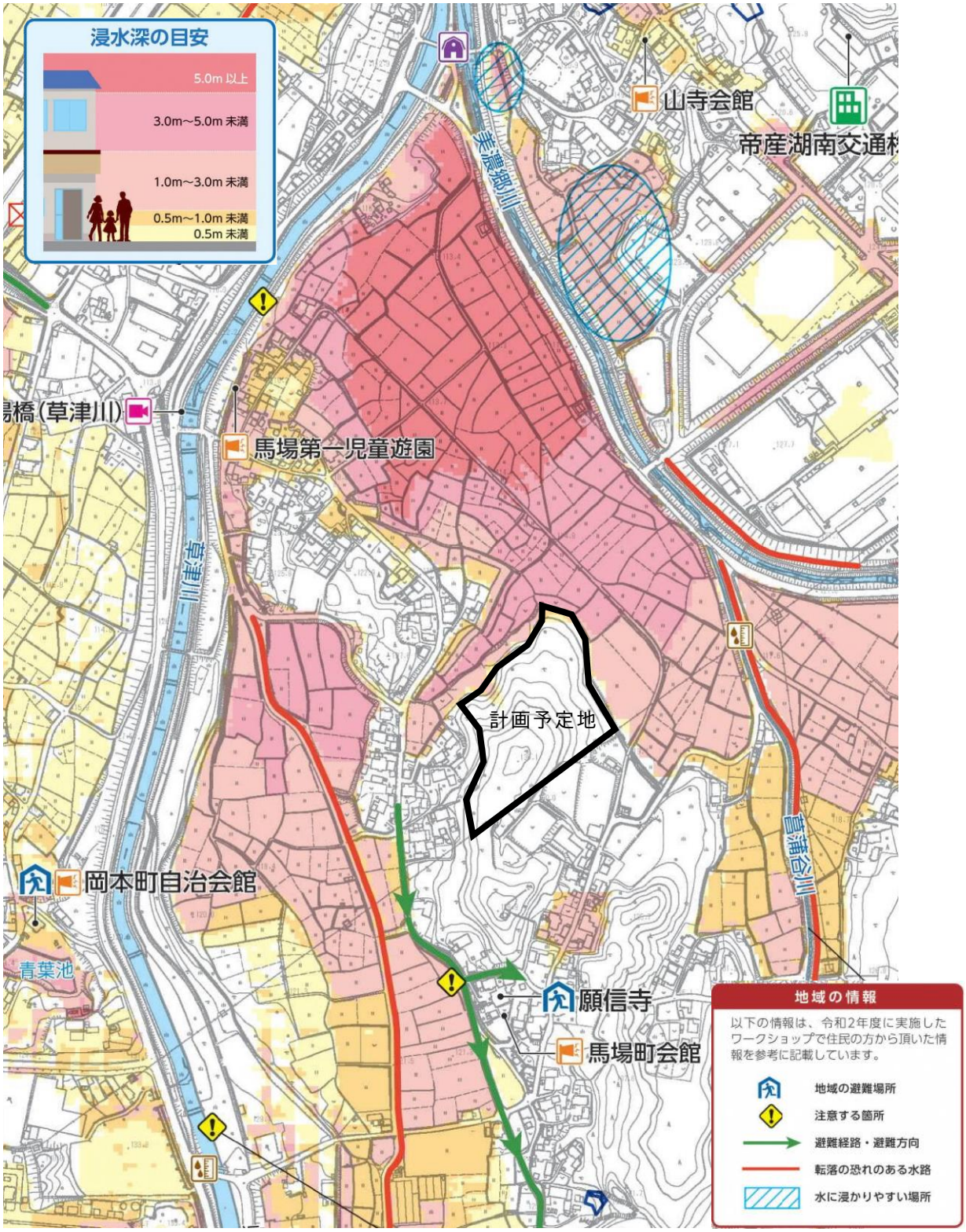

図16 草津市ハザードマップ（浸水区域）

また、計画予定地は山手幹線（整備中）沿いに位置し、名神高速道路からのアクセスも良いことから大規模地震や大規模災害時の緊急消防援助隊や自衛隊の受け入れ場所（本部事務室、宿舎、資材置場、炊事場、駐車場）の位置付け、管理棟内の一部を備蓄倉庫として利用することなどを検討する。

緊急消防援助隊

出典：総務省消防庁 HP

自衛隊

出典：陸上自衛隊 HP

防災倉庫

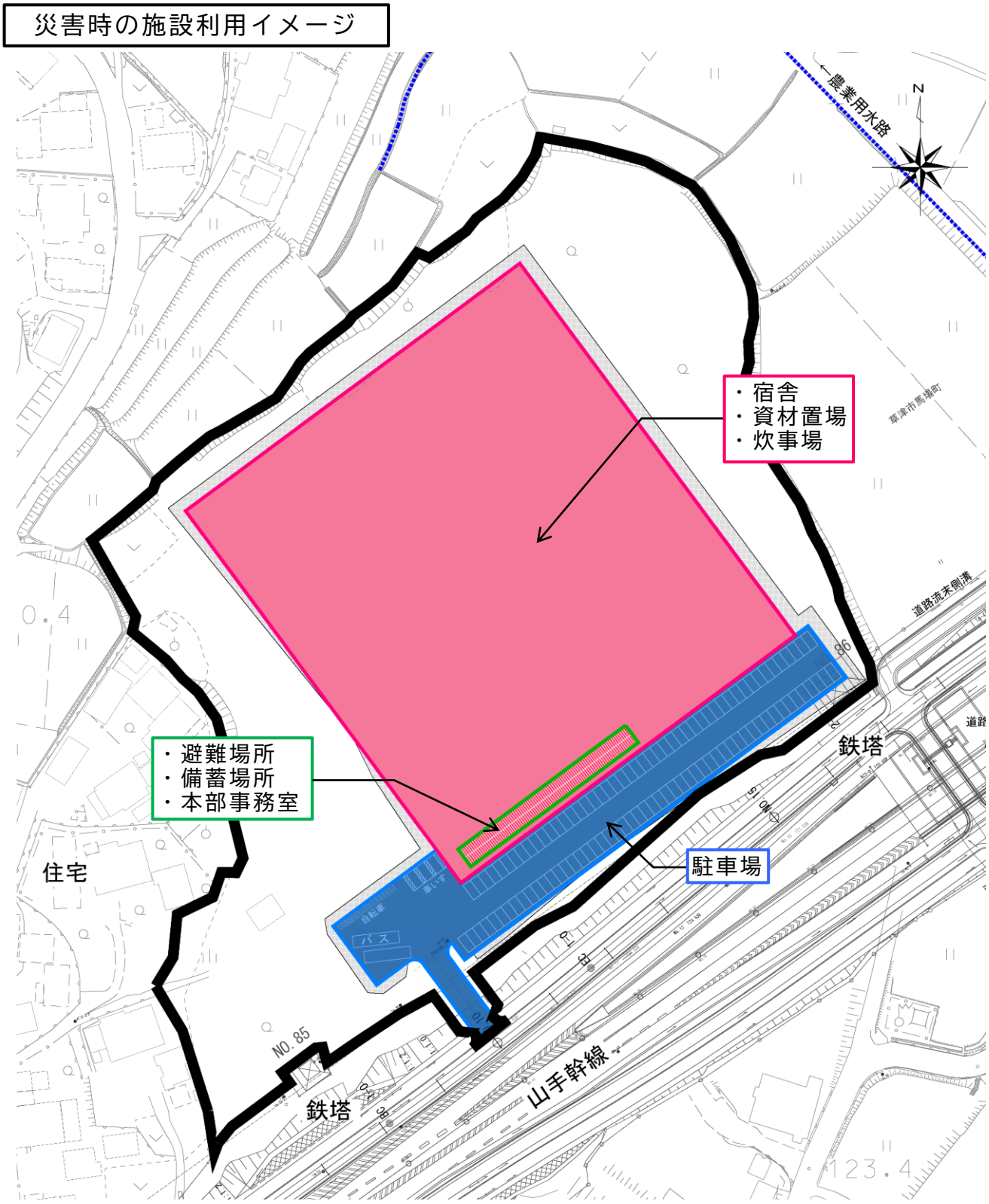

図17　災害時の想定利用形態

9-3 周辺環境と調和のとれた施設整備

計画予定地の残置森林等については、第３次草津市環境基本計画の基本方針の１つである「自然とともに生活する環境づくり」を踏まえ、今後関係団体と協議を行い、市民が自然と触れ合える場所として活用できるよう検討する。

〈想定される取組事例〉
- 自然観察会や自然レクリエーション
- 里山保全などの環境を守る実践活動
- 「草津市の自然」を活用したいきもの調査

出典　第３次草津市環境基本計画

予定地内の森林の様子

10. 進入路の検討

進入路の位置について、下記の２案を比較した結果、Ａ案が最も適している。

図18　進入路のルート比較

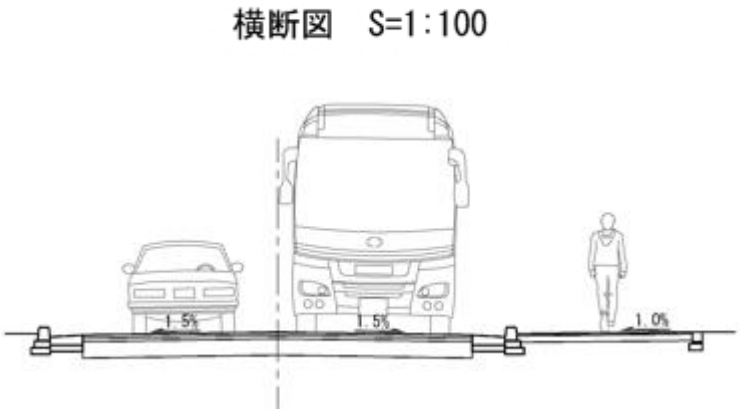

図19　進入路のイメージ図

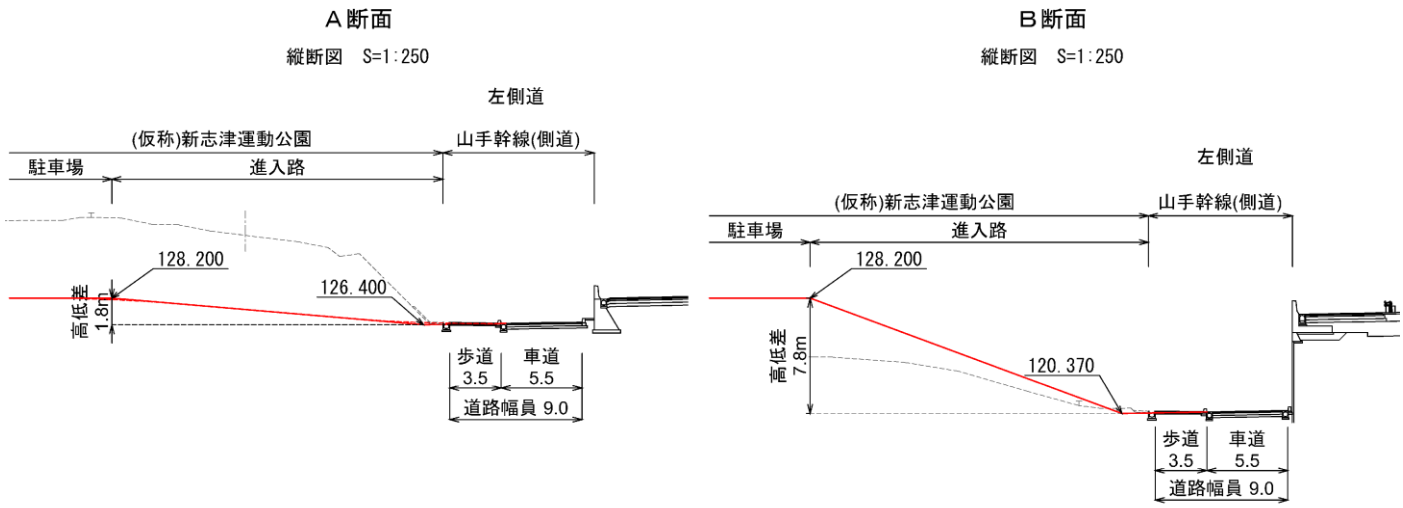

図20　進入路の勾配比較

※縦断図中、高低差は参考に記載しており、実際の値は今後変更になることがある。

11. ゾーニング計画

前述の進入路を基本とし、利用者の利便性、近隣住民の快適性の観点からゾーニング計画について比較検討を行った結果、A案が最も適している。

表4　ゾーニング計画案の比較表

案	A	B	C
ゾーニング計画案	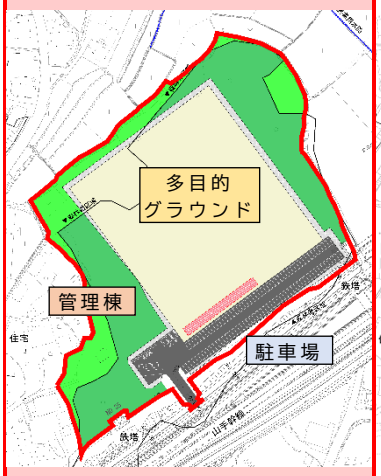		
利用者の利便性	◎ 入口から多目的グラウンド、管理棟への移動距離が短く、利便性が高い。	△ 入口から多目的グラウンド、管理棟への移動距離が長く、利便性が低い	◎ 入口から多目的グラウンド、管理棟への移動距離が短く、利便性が高い。
近隣住民の快適性	◎ 住宅と多目的グラウンド、駐車場の間に離隔があるため、近隣住民の快適性への影響は小さい。	△ 住宅と多目的グラウンドとの離隔が小さく、近隣住民の快適性への影響が懸念される。	△ 住宅と駐車場の離隔が小さく、駐車場の騒音含め、近隣住民の快適性への影響が懸念される。
総合評価	◎ （採用） 利用者と近隣住民の双方にメリットがあることから、A案を採用する。	△ 利用者と近隣住民の双方にメリットがない。	○ 利用者にとってメリットはあるが、近隣住民への影響が懸念される。

12. 土地利用計画

前述の、林地開発、導入機能・施設、進入路検討結果およびゾーニング計画の要件を踏まえた土地利用計画図を以下に示す。

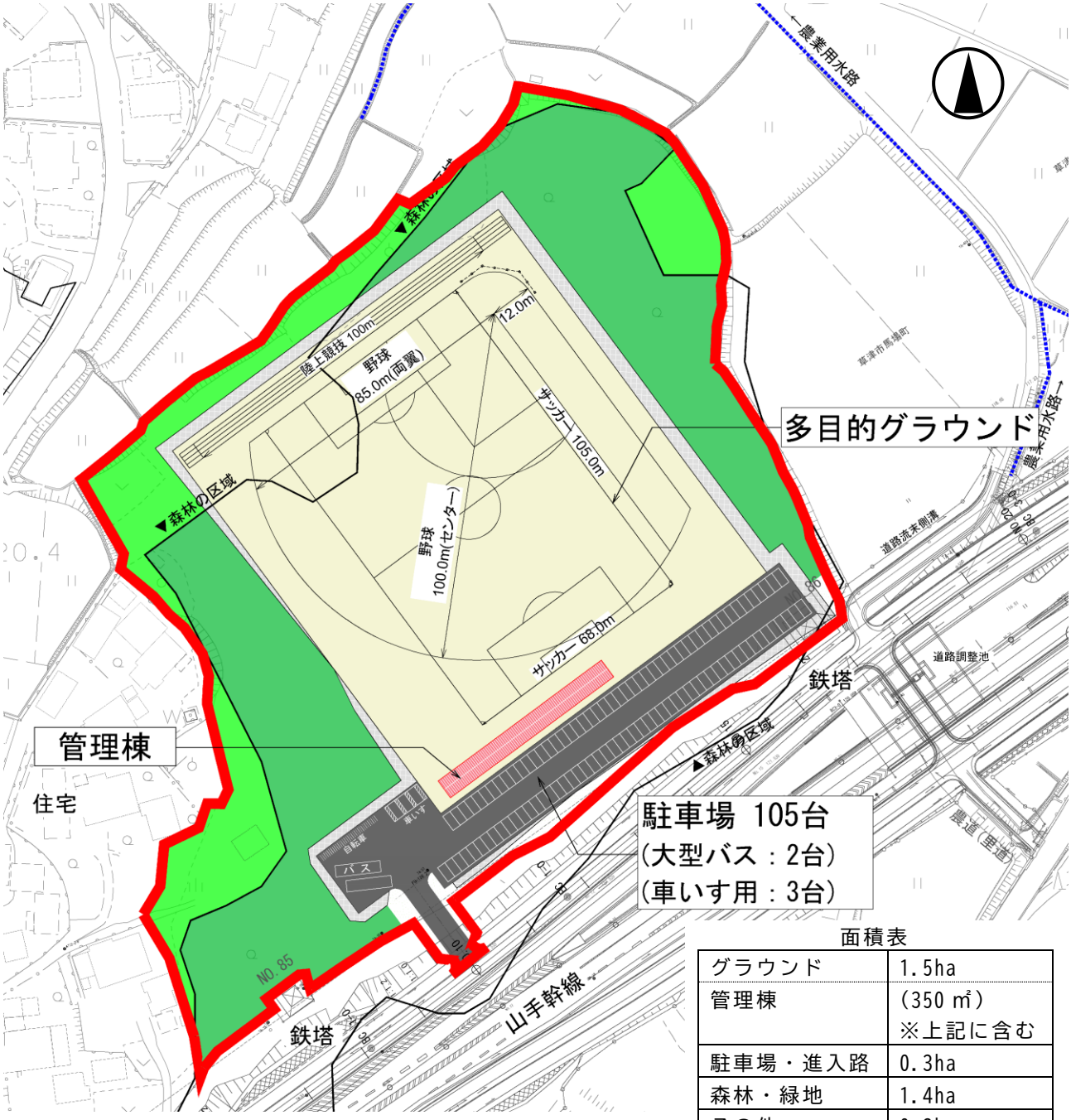

面積表

グラウンド	1.5ha
管理棟	(350 ㎡) ※上記に含む
駐車場・進入路	0.3ha
森林・緑地	1.4ha
その他	0.2ha

図21 土地利用計画案

13. 整備手法の検討

13-1 整備手法の検討

「草津市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針(令和 5 年 3 月)」では、事業費の総額が１０億円以上の公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むものに限る）は優先的検討プロセスの対象とされており、（仮称）新志津運動公園整備事業についても、民間事業者の意向について※淡海公民連携研究フォーラムの事業紹介などで確認を行ってきたところであるが、参入の見込みが立たないことから従来方式での整備とする。ただし、今後の運営等で民間活力の導入については引き続き検討を行うものとする。

※淡海公民連携研究フォーラム：公民連携（PPP/PFI）に関する正しい知識を学び、多様な手法を研究し、官民双方のマッチングを図ることを目的として開催され、先進事例の発表や今後の事業紹介等を行っている。

表5　整備手法一覧

		従来方式 公設・公営 (直営方式)	従来方式 公設・民営 (指定管理者方式)	PFI 方式
整備主体 (設計委託) (工事発注)		草津市	草津市	民間事業者
管理主体 (維持管理) (運営)		草津市	民間事業者 (指定管理者)	民間事業者
概要	施設整備	・施設整備のための設計・工事、維持管理、運営を行う。	・施設整備のための設計・工事、維持管理、運営を行う。	
	維持管理 ・ 運営	・清掃、施設の修繕など、一部を民間に委託する場合もある。	・清掃、施設の修繕などは民間（指定管理者）が行う。	
事業期間		無期	有期 (原則 3~5 年)	有期 (15 年～20 年程度)

13-2 施設の位置づけおよび補助金の検討

「都市公園法第２条第１項第１号」に該当する都市公園として整備し、補助金等を積極的に活用する。

14. 維持管理手法の検討

14-1 維持管理作業

公園の維持管理作業として、以下の項目と作業頻度が想定される。なお、森林部分についての維持管理作業は今後の検討とし含んでいない。

表6　公園の維持管理作業と頻度

	項目	作業頻度		項目	作業頻度
1	園内施設修繕	随時	6	建物清掃	隔月１回
2	樹木剪定	年１回	7	排水施設清掃	年１回
3	清掃工	月１回	8	病虫害防除（高木）	年１回
4	除草工	年２回	9	電気設備保守点検	月１回
5	ごみ処分	随時	10	消火器等点検	年１回

14-2 維持管理方法

草津市が所管するスポーツ施設については、社会体育施設および都市公園内の運動施設があり、一体的な管理運営を図ることで、より効率的で効果的なサービスの提供・充実を図ってきた。

当該施設についても、スポーツ施設であることから、前述の施設とともに指定管理者制度による一体的な管理運営を行う。

15. 事業費・全体事業スケジュール

15-1 事業費

(仮称)新志津運動公園の施設整備費は約 23.6 億円（用地取得費除く）と見込まれる。

この事業費は、概ねの事業規模を把握する目的のため算出したものであり、今後事業費は変動することがある。

15-2 全体事業スケジュール

(仮称)新志津運動公園の全体事業スケジュールを以下に示す。

表7　全体事業スケジュール

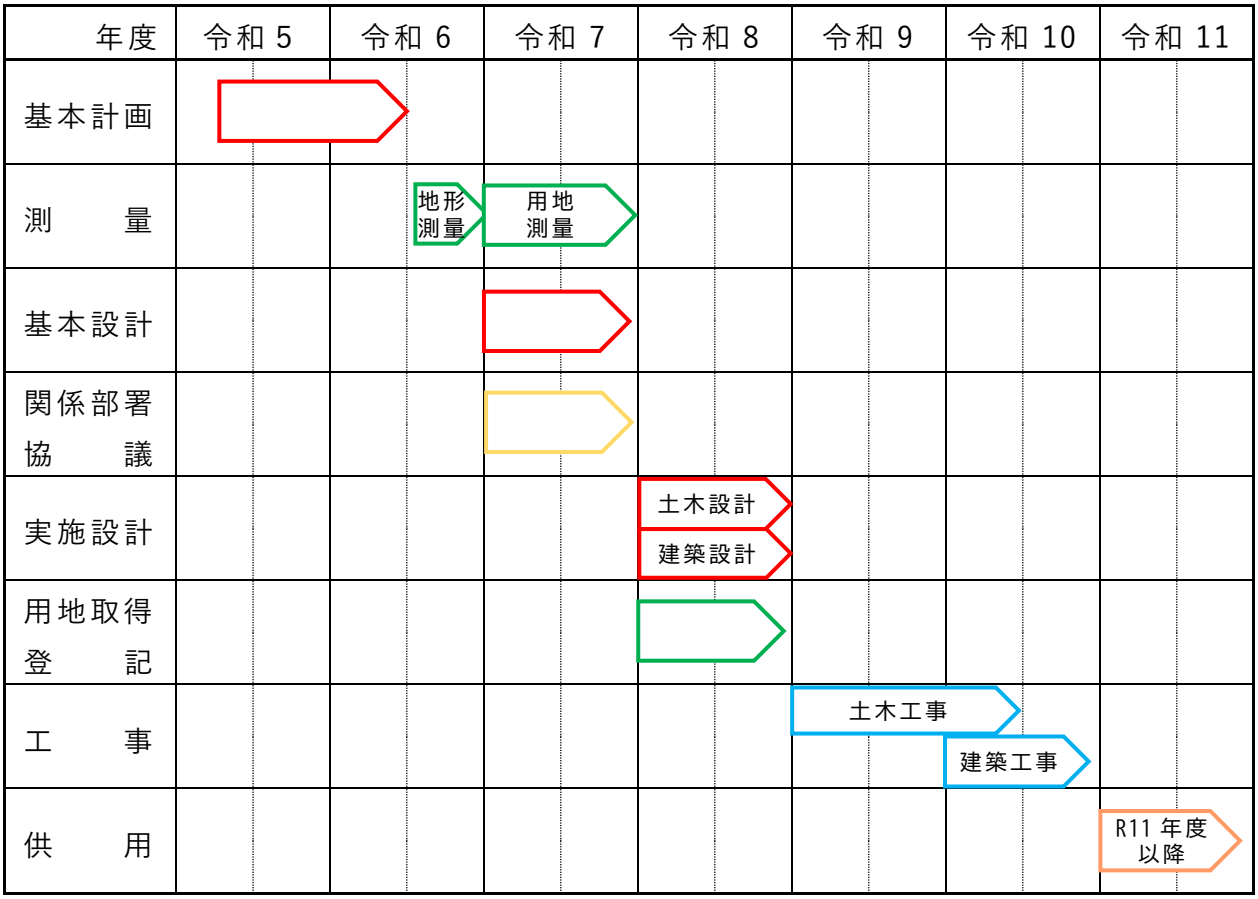

※本計画には、今後の検討事項としているものがあり、その検討結果によってはスケジュールが変更となることがあります。

16. 今後の検討事項

16-1 騒音対策

騒音として考えられるものは、試合時の掛け声や応援、ネットにボールを当てる音、駐車場利用におけるエンジン音などがある。

これらの対応として、グラウンドや駐車場をできるだけ近隣住宅から遠ざける配置とし、防音壁の設置などを検討する必要がある。

16-2 光害対策

多目的グラウンドは夜間利用を想定しており、また駐車場等についても夜間の安全対策としての照明を設置することから、考えられる影響としては、照明による害虫の誘引や植物の花芽形成への影響、近隣住民への不快感や夜間景観の悪化を引き起こす可能性がある。

これらの対応としては、環境省が作成している光害対策ガイドラインを参考にしながら、対策を検討する必要がある。

16-3 砂塵対策

多目的グラウンド等を土系舗装で計画するため、利用時や強風時の砂塵が　風向きによっては近隣住宅に到達することも考えられる。砂塵を抑制する効果が高いグラウンド舗装の選定や散水による飛散防止を図ることで低減することが可能で、また防砂ネットの設置を検討する必要がある。

16-4　落ち葉等の対策

隣接地には民家等があることから越境する落ち葉や枝葉等について、対応を検討する必要がある。

16-5 ユニバーサルデザイン

都市公園として整備を行うことから、高齢者や障害者などが利用しやすい機能やわかりやすいサインを備えることで、すべての利用者が安心して、楽しく、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備となるよう設計を進める。

16-6 雨水・排水対策

雨水排水対策については、現況の草津川流域に対する影響や林地開発審査基準を考慮しながら、検討を進めるとともに、開発区域において、既存の周辺水路への影響を考慮し調整池等の雨水の抑制施設の設置を検討する。

16-7 施設の視認性やアクセス

進入口となる山手幹線側道から見て高い位置にグラウンドや駐車場があることや片側車線からの進入になるため、山手幹線や周辺道路からのアクセス上の案内標識等の検討が必要である。

16-8 管理棟の仕様

防災機能や森林部分の維持管理、活用については今後の検討事項であることから、その用途を踏まえた管理棟を今後検討する必要がある。

16-9 健康遊具やベンチの設置

子どもから大人までグラウンド利用者が利用できる健康遊具や災害時にも活用できるかまどベンチの設置を検討する。

16-10 埋蔵文化財

計画予定地の一部は埋蔵文化財包蔵地（城目遺跡）に該当し、１ha を超える大規模な事業であることから、計画予定地全体における埋蔵文化財の有無の確認が必要であり、その結果によっては、その対応の検討が必要である。

17. 参考資料

17-1 グラウンド規模

草津市都市公園条例では、「都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10 ㎡以上とする。」とされているが、現状は 6.4 ㎡／人（第 3 次草津市みどりの基本計画より）となっており、都市公園の拡充整備が必要である。

また、屋外スポーツ施設としても、市民１人あたりの面積が少なく、施設の充実が課題であった。

その中で用地の確保に一定の目途がついたことから、取得可能な用地面積や林地開発の規定により、駐車場を除くと約 1.5ha のグラウンドを確保することで、旧施設と同程度の規模となった。

なお、都市公園として整備するにあたって、公園全体の面積が約 3.4ha であり、運動施設率は基準（50%）内である。

17-2 管理棟規模

(1) 建築可能面積

草津市都市公園条例では、敷地面積に対する建築面積の上限は２％とされている。（仮称）新志津運動公園の区域の内、グラウンド、園路・広場、駐車場を建築敷地とすると、その面積は約 18,000 ㎡である。

管理棟の建築可能な面積は、18,000 ㎡×2%=360 ㎡程度となる。

(2) 草津市内の事例

草津市内の事例として、草津川跡地公園区間２の管理棟の面積（管理棟+トイレ）は約 312 ㎡、区間５の管理棟の面積（管理棟+トイレ）は約 318 ㎡、である。

(3) 管理棟の機能および規模

表8　　面積算定結果

室名	面積
用具庫・備蓄倉庫	100 ㎡
管理事務室	60 ㎡
多目的室	70 ㎡
トイレ・更衣室・シャワー室等	100 ㎡
通路等	20 ㎡
合計	350 ㎡

管理棟の床面積を約 350 ㎡と設定した。

※各室面積は、現時点での目安であるため、今後の検討により変動する。

17-3 駐車台数等の設定

17-3-1　予定地周辺の公共交通の状況

(仮称)新志津運動公園予定地の周辺には、現在バス路線は無く、自動車による来園を考慮するなど、訪れやすさを確保することが課題である。

17-3-2　旧施設の駐車場収容台数

旧施設の駐車台数が 97 台であり、(仮称)新志津運動公園は同等の規模・機能を有することから、約 100 台程度の駐車台数を確保することがひとつの目安となる。

17-3-3　駐車台数の検討

(1) 運動公園の一般的な駐車台数

「令和 3 年度都市公園利用実態調査報告書／国土交通省都市局公園緑地・景観課」の調査結果に示される交通手段の比率を用いると、(仮称)新志津運動公園と同じ面積(約 1.5ha)の運動公園の駐車場必要台数は 75 台となる。

表9　交通手段別利用人員（運動公園の一般値）

	徒歩	自転車	バス電車等の公共交通機関	貸切バス	自動車	バイク	その他
交通手段の比率(%)　※	20.6%	11.4%	5.0%	0.3%	59.4%	1.1%	0.2%
休日利用人数(人)	51.5 人	28.5 人	12.5 人	0.8 人	148.5 人	2.8 人	0.5 人

※　令和 3 年度都市公園利用実態調査より

表10　必要駐車台数（運動公園の一般値）

	来園者数		乗車人員		必要台数
自家用車	148.5 人	÷	2.0 人/台	＝	75 台

※　乗車人数は平均 2.0 人（1～3 人/台）とする。

上記は運動公園における一般値であるが、(仮称)新志津運動公園の立地条件、交通条件を踏まえた算定結果を次頁に示す。

(2)(仮称)新志津運動公園の駐車台数

1) 駐車台数の算定

ここでは、(仮称) 新志津運動公園の休日における試合以外の一般利用を想定する。(仮称)新志津運動公園の立地条件やバス路線が無いことをふまえると、上記の一般値のうち、徒歩およびバス電車等の公共交通機関で訪れる来園者は極めて少なく、これらは自動車により来園すると想定されることから、駐車場の必要台数は 100 台となる。

また、自転車・バイクでの来場も想定し、次表の自転車・バイクでの利用人数から駐輪場 30 台程度を確保する。

表11 交通手段別利用人員((仮称)新志津運動公園の場合)

	徒歩	自転車	バス電車等の公共交通機関	貸切バス	自動車	バイク	その他
交通手段の比率(%) ※	0%	11.4%	0%	5.3%	80.0%	1.1%	0.2%
休日利用人数(人)	0 人	28.5 人	0 人	13.3 人	200 人	2.8 人	0.5 人

※ 令和 3 年度都市公園利用実態調査より

※

表12 必要駐車台数((仮称)新志津運動公園の場合)

	来園者数		乗車人員		必要台数
自家用車	200 人	÷	2.0 人/台	=	100 台
貸切バス	13.3 人	÷	10 人/台	=	2 台

※ 乗車人数は平均 2.0 人(1～3 人/台)とする。

2) 車いす使用者用駐車ます数

車いす使用者駐車施設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 改訂版 施設整備マニュアル／滋賀県」第Ⅳ章 駐車場に関する事項(Ⅳ-2 頁)に、全駐車台数が 105 台の場合、3 台以上設置することを目安にすることが示されていることから、3 台確保する。

(3)(仮称)新志津運動公園の駐車台数（試合を考慮した場合）

想定される試合ごとに、出場者・引率者、観客、審判の人数を想定し、全員が自家用車で来場する場合（貸切バス、自転車等では訪れない）を想定し、必要駐車台数を算出した結果、前述の駐車台数とほぼ同じ約 100 台が必要となったことから、駐車台数はおおむね 100 台が妥当である。

表13 想定試合別の必要駐車台数（想定）

		出場者・引率者								観客			審判			合計必要駐車台数
		出場選手数	控え選手数	保護者数	コートの面数	1面あたりのチーム数	最大時の選手・保護者数	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	観客数（保護者を除く）	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	審判数	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	
フットサル（5人制）	大人	5人	5人		3面	2	60人	1人	60台	30人	1人	30台	4人/面	1人	12台	102台
	子供	5人	5人	10人	3面	2	120人	2人	60台	30人	1人	30台	4人/面	1人	12台	102台
サッカー（11人制）	大人	11人	11人		1面	2	44人	1人	44台	22人	1人	22台	4人/面	1人	4台	70台
	子供	11人	11人	22人	1面	2	88人	2人	44台	22人	1人	22台	4人/面	1人	4台	70台
野球（9人制）	大人	9人	9人		1面	2	36人	1人	36台	18人	1人	18台	4人/面	1人	4台	58台
	子供	9人	9人	18人	1面	2	72人	2人	36台	18人	1人	18台	4人/面	1人	4台	58台

以上の検討内容および敷地条件等から普通車用駐車区画を 100 台、車いす用駐車場 3 台、大型バス用駐車区画を 2 台の合計 105 台の駐車場とする。

18. 草津市スポーツ推進審議会の概要

18-1草津市スポーツ推進審議会委員名簿

役職	氏名	区分	任期	備考	
会長	岡本　直輝	1号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	立命館大学 スポーツ健康科学部	(教授)
	京近　武史	2号委員	令和4年9月1日から 令和6年4月30日まで	草津市 小学校体育連盟	(老上西小学校長)
	石井　千鳥	2号委員	令和6年5月1日から 令和6年8月31日まで	草津市 小学校体育連盟	(矢倉小学校長)
	柴原　力	2号委員	令和5年7月1日から 令和6年8月31日まで	草津市 中学校体育連盟	(松原中学校長)
副会長	小傳良　輝男	3号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	公益社団法人 草津市スポーツ協会	(常務理事)
	中野　吉一	3号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	特定非営利活動法人 くさつ健・交クラブ	(理事長)
	酒井　淳	3号委員	令和5年7月1日から 令和6年4月30日まで	草津市体育振興会 連絡協議会	(会長)
	池田　昌隆	3号委員	令和6年5月1日から 令和6年8月31日まで	草津市体育振興会 連絡協議会	(会長)
	嘉悦　和子	3号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	草津市スポーツ推進 委員協議会	(会長)
	田中　くみ子	3号委員	令和4年9月1日から 令和6年4月30日まで	草津市健康推進員連絡協議会	(副会長)
	吉野　みち子	3号委員	令和6年5月1日から 令和6年8月31日まで	草津市健康推進員連絡協議会	(副会長)
	西川　真彩	4号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	公募委員	
	佐野　時子	4号委員	令和4年9月1日から 令和6年8月31日まで	公募委員	
	山元　義宣	3号委員	令和5年7月1日から 調査・審議が終了する日まで	(臨時委員)志津まちづくり協議会	(副会長)
	奥田　文男	3号委員	令和5年7月1日から 調査・審議が終了する日まで	(臨時委員) 馬場町内会	(会長)
	齋藤　楓	4号委員	令和5年7月1日から 令和6年3月31日まで	(臨時委員) 公募委員	
	佐々木　創野	4号委員	令和6年4月1日から 調査・審議が終了する日まで	(臨時委員) 公募委員	

※本計画策定に向けた調査・審議に係る審議会に参画いただいた委員（敬称略・順不同）

18-2スケジュール

基本計画の策定に係る、草津市スポーツ推進審議会は、次のスケジュールにて実施した。

表14　草津市スポーツ推進審議会のスケジュール

実施回	開催時期	内容
第1回	令和 5 年 8 月 10 日(木)	・今年度の審議会の進め方 ・基本計画の位置づけ、前提条件
第2回	令和 6 年 1 月 29 日(月)	・ニーズ調査の分析結果 ・導入する機能・設備、規模
第3回	令和 6 年 5 月 8 日(水)	・維持管理方法の検討 ・全体整備計画 （想定事業スケジュール） ・計画素案
第4回	令和 6 年 7 月 2 日(火)	・計画案